

令和元年 12 月 20 日

介護事業者 代表者 様

大阪市健康局健康推進部
受動喫煙防止対策担当課長

「改正健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」に基づく
受動喫煙防止対策について(通知)

平素は、本市保健衛生行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、望まない受動喫煙をなくすことを目的に、健康増進法の一部を改正する法律(改正健康増進法)及び大阪府受動喫煙防止条例(府条例)により、受動喫煙にかかる制度が整えられ、来年 4 月からは、多くの人が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙になります。

つきましては、各施設において、法及び条例の趣旨をご理解いただき、必要な対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

記

配布資料

1. なくそう！ 望まない受動喫煙～マナーからルールへ～
2. なくそう 望まない受動喫煙 チラシ
3. 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

お問い合わせにつきましては、次の窓口までお願いします。

【受動喫煙防止対策にかかる制度について】

大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

電話：06-6244-7600 FAX：06-6244-7077

【受動喫煙防止対策にかかる助成金について】

大阪労働局雇用環境・均等部企画課

電話：06-6941-4630